

平成 1 9 年 度

水道水質検査計画

酒々井町水道課

酒々井町水道水質検査計画

1. 基本方針

町民の皆様が安心して、飲んでいただける水道水を供給するために、水源の状況に応じ適切な水質検査を実施するとともに、集積した検査結果に基づき検査頻度等について見直すものとします。

安全な水道水を供給していることをご理解願うため、水道水の水質検査計画を作成するとともに、その検査結果を公表するものであります。

2. 水道事業の概要

当町の水道事業の内容は次のとおりです。

給水区域：酒々井町酒々井、上岩橋、上本佐倉、本佐倉、下台、中川、柏木、下岩橋、伊篠の一部、伊篠新田、今倉新田の一部、尾上、飯積、墨、馬橋、東酒々井1丁目、東酒々井2丁目、東酒々井3丁目、東酒々井4丁目、東酒々井5丁目、東酒々井6丁目、上本佐倉1丁目、中央台1丁目、中央台2丁目、中央台3丁目及び中央台4丁目、ふじき野1丁目、ふじき野2丁目、ふじき野3丁目。

水源の名称及

び水源の種類：地下水（町内深井戸10井）及び、浄水受水

浄水場の名称：酒々井町 尾上浄水場

浄水方法：塩素処理、除鉄・除マンガン処理

受水：印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業による受水
(浄水場・千葉県水道局 柏井浄水場)

3. 原水の水質状況

当町の水源は、印旛郡市広域市町村圏事務組合（印旛広域水道用水供給事業）からの受水と、取水井10井からの取水となっており、取水井10井からの取水水質について特に異常は今まで認められません。

また、印旛郡市広域市町村圏事務組合から供給される水道水は、千葉県水道局柏井浄水場から送られてきます。この水質は、県水道局で安全を確認する検査が行われている他、印旛郡市広域市町村圏事務組合でも当町の浄水場に流入する地点で定期的に検査を行っています。

なお、詳細につきましては、千葉県水道局及び印旛郡市広域市町村圏事務組合の検査計画を参照してください。

水道法では、水道により供給される水の質は、地域、原水の種類、質、浄水方法などにより大きく変動するという実態を考慮され、水質検査等の実施頻度について、過

去3年間の測定結果が基準値の1/10以下であれば3年に1回、2/10以下であれば1年に1回、それ以上であれば年4回の測定が必要とされています。

4. 水質検査を行う地点、項目、頻度

水質検査を行う地点や項目・頻度につきましては、次表のとおりです。

5. 検査項目選定

検査項目選定等については今までの状況を踏まえ、平成19年度の水質検査を次表のとおり実施することとしました。

表 平成19年度 水質検査項目及び検査頻度

(表中の数字は平成19年度における検査回数を表します。)

(1)基準項目

選 定 理 由	採水地点 検査項目	原水	浄水				
		浄水場 原水栓	上本佐倉 集会所	下岩橋 消防機庫	中之尾余 南公園	伊籾新田 コミュニ ティセン ター	くじら 公園
①	一般細菌	12	12	12	12	12	12
①	大腸菌	12	12	12	12	12	12
②	カドミウム及びその化合物	1					
②	水銀及びその化合物	1					
②	セレン及びその化合物	1					
②	鉛及びその化合物	1					12
②	ヒ素及びその化合物	1					
②	六価クロム化合物	1					
④	シアン化物イオン及び塩化シアン	1	4	4	4	4	
③	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1					
⑮	フッ素及びその化合物	1					
⑯	ホウ素及びその化合物	1					
⑤	四塩化炭素	1					
⑧	1,4-ジオキサン	1					
⑤	1,1-ジクロロエチレン	1					
⑤	シス-1,2-ジクロロエチレン	1					
⑤	ジクロロメタン	1					
⑤	テトラクロロエチレン	1					
⑤	トリクロロエチレン	1					

基準項目(前頁よりつづく)

選 定 理 由	採水地点 検査項目	原水	浄水				
		浄水場 原水栓	上本佐倉 集会所	下岩橋 消防機庫	中之尾余 南公園	伊籐新田 コミュニ ティセン ター	くじら 公園
⑤	ベンゼン	1					
⑦	クロロ酢酸		4	4	4	4	
⑦	クロロホルム		4	4	4	4	
⑦	ジクロロ酢酸		4	4	4	4	
⑦	ジブロモクロロメタン		4	4	4	4	
⑥	臭素酸		4	4	4	4	
⑦	総トリハロメタン		4	4	4	4	
⑦	トリクロロ酢酸		4	4	4	4	
⑦	ブロモジクロロメタン		4	4	4	4	
⑦	ブロモホルム		4	4	4	4	
⑦	ホルムアルデヒド		4	4	4	4	
②	亜鉛及びその化合物	1					
⑨	アルミニウム及びその化合物	1					
⑪	鉄及びその化合物	1					
②	銅及びその化合物	1					
⑪	ナトリウム及びその化合物	1					
⑪	マンガン及びその化合物	1					
⑨	塩化物イオン	12	12	12	12	12	12
⑪	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	4	4	4	4	
⑩	蒸発残留物	1	4	4	4	4	
⑫	陰イオン界面活性剤	1					
⑬	ジェオスミン	1					
⑬	2-メチルイソボルネオール	1					
⑫	非イオン界面活性剤	1					
④	フェノール類	1					
⑭	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	12	12	12	12
⑭	pH値	12	12	12	12	12	12
⑭	味		12	12	12	12	12
⑭	臭気	12	12	12	12	12	12
⑭	色度	12	12	12	12	12	12
⑭	濁度	12	12	12	12	12	12

(2)水質管理目標設定項目

選 定 理 由	採水地点 検査項目	原水	浄水				
		浄水場 原水栓	上本佐倉 集会所	下岩橋 消防機庫	中之尾余 南公園	伊篠新田 コミュニ ティセン ター	くじら 公園
⑮	アンチモン及びその化合物	1					
⑮	ウラン及びその化合物	1					
⑮	ニッケル及びその化合物	1					
⑮	亜硝酸態窒素	1					
⑮	1,2-ジクロロエタン	1					
⑮	トランス-1,2-ジクロロエチレン	1					
⑮	1,1,2-トリクロロエタン	1					
⑮	トルエン	1					
⑮	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1					
⑮	亜塩素酸						
⑮	塩素酸		1				
⑮	二酸化塩素						
⑮	ジクロロアセトニトリル		1				
⑮	抱水クロラール		1				
⑮	農薬類	(農薬の項 参照)					
⑮	残留塩素		1				
⑮	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1				
⑮	マンガン及びその化合物		1				
⑮	遊離炭酸		1				
⑮	1,1,1-トリクロロエタン	1					
⑮	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	1					
⑮	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		1				
⑮	臭気強度(TON)		1				
⑮	蒸発残留物		1				
⑮	濁度		1				
⑮	pH値		1				
⑮	腐食性(ランゲリア指数)		1				

(3)農薬類

選 定 理 由	採水地点 検査項目	原水	浄水				
		浄水場 原水栓	上本佐倉 集会所	下岩橋 消防機庫	中之尾余 南公園	伊籾新田 コミュニ ティセン ター	くじら 公園
⑩	チウラム	1	1				
⑩	チオベンカルブ	1	1				
⑩	ダイアジノン	1	1				
⑩	フェニトロチオン (MEP)	1	1				
⑩	クロタロニル (TPN)	1	1				
⑩	ジクロルボス (DDVP)	1	1				
⑩	フェノブカルブ (BPMC)	1	1				
⑩	ベンタゾン	1	1				
⑩	アセフェート	1	1				
⑩	イプロジオン	1	1				
⑩	オキシシ銅	1	1				
⑩	キャプタン	1	1				
⑩	トルクロホスメチル	1	1				
⑩	フルトラニル	1	1				
⑩	メタラキシル	1	1				
⑩	メプロニル	1	1				
⑩	アシュラム	1	1				
⑩	ブタミホス	1	1				
⑩	ペンディメタリン	1	1				
⑩	フサライド	1	1				
⑩	プレチラクロール	1	1				
⑩	プロシミド	1	1				
⑩	アトラジン	1	1				
⑩	ジクワット	1	1				
⑩	エトフェンプロックス	1	1				
⑩	グリホサート	1	1				
⑩	メソミル	1	1				
⑩	ベノミル	1	1				
⑩	ベンフラカルブ	1	1				
⑩	シメトリン	1	1				
⑩	フェニトエート (PAP)	1	1				
⑩	プロベナゾール	1	1				

農薬類(前頁よりつづく)

選 定 理 由	採水地点 検査項目	原水	浄水				
		浄水場 原水栓	上本佐倉 集会所	下岩橋 消防機庫	中之尾余 南公園	伊籾新田 コミュニ ティセン ター	くじら 公園
⑯	エスプロカルブ	1	1				
⑯	ダイムロン	1	1				
⑯	ベンスルフロンメチル	1	1				
⑯	アゾキシストロビン	1	1				
⑯	イミノクタジン酢酸塩	1	1				
⑯	ホセチル	1	1				
⑯	チオジカルブ	1	1				
⑯	トリフルラリン	1	1				
⑯	カフェンストロール	1	1				

(水質検査を実施する農薬類 41 項目については、「2003 年菜園物語施肥防除基準例及び水稻病虫害・雑草防除の方法」(全農千葉)に掲げる農薬の中で水質管理目標設定項目の「農薬類」に該当する項目である。)

(4)その他の項目

選 定 理 由	採水地点 検査項目	原水	浄水				
		浄水場 原水栓	上本佐倉 集会所	下岩橋 消防機庫	中之尾余 南公園	伊籾新田 コミュニ ティセン ター	くじら 公園
	アンモニア性窒素	4					
	ダイオキシン類	1	1				

検査項目設定理由

酒々井町では、平成16年度より平成18年度の3カ年間で水道水質検査計画に基づき水質検査を実施してきました。

平成19年度については、過去3カ年のデータをもとに以下の検査を実施することとしました。

なお、下記の表記中の原水とは「浄水場原水栓」を、浄水とは「上本佐倉集会所」、「下岩橋消防機庫」、「中之尾余南公園」、「伊篠新田コミュニティセンター」「くじら公園（新規追加）」を示します。各採水地点とは前述の原水1地点、浄水5地点を示します。なお、平成18年度まで水質検査を実施していました「飯井積コミュニティセンター」につきましては、浄水場から近く管路も直線状になっており、安定した水質状況のため、平成19年度につきましては、採水地点から除外しました。

また、上本佐倉集会所、下岩橋消防機庫、中之尾余南公園、伊篠新田コミュニティセンターについては、前述のとおり、過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下であることから、検査頻度を3年に1回とし、今年度は検査を省略します。検査を省略する項目は下記枠内のとおりです。

カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、陰イオン界面活性剤、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、非イオン界面活性剤、フェノール類

- ① 一般細菌、大腸菌については各採水地点で年12回の検査を実施します。
- ② 重金属項目については、原水で年1回実施します。くじら公園については、県の指導により鉛の検査を毎月実施します。
- ③ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、原水で年1回実施します。
- ④ シアン、フェノール類については、原水で年1回実施します。浄水(くじら公園を除く4地点)ではシアンの検査を年4回実施します。
- ⑤ 揮発性有機物については、原水で年1回実施します。
- ⑥ 臭素酸については、原水で年1回、浄水(くじら公園を除く4地点)で年4回の検査を実施します。
- ⑦ 消毒副生成物については、浄水(くじら公園を除く4地点)で年4回の検査を実施します。
- ⑧ 1,4ジオキサンについては、原水で年1回実施します。
- ⑨ アルミニウムについては、原水で年1回の検査を実施します。
- ⑩ 塩化物イオンは各採水地点で毎月検査を実施します。
- ⑪ 鉄、硬度等については、原水で年1回実施します。硬度については、浄水(くじら公園を除く4地点)で年4回の検査を実施します。
- ⑫ 陰イオン界面活性剤、陽イオン界面活性剤については、原水で年1回実施します。
- ⑬ かび臭の原因物質については印旛郡市広域市町村県事務組合から受水していることから、原水で年

1回実施します。

- ⑭ pH、濁度、色度等については、各採水地点で毎月検査を実施します。ほう素については、原水で年1回実施します。
- ⑮ 水質管理目標設定項目は、基準項目に属する項目以外は原水で年1回、浄水では上本佐倉集会所で年1回の検査を実施します。なお、亜塩素酸、塩素酸、二酸化塩素については、二酸化塩素を使用していないため、実施しないこととなっておりますが、次亜塩素酸ナトリウムを使用している場合の塩素酸の影響を考慮し、塩素酸については年1回の検査を実施します。
- ⑯ 農薬類については「2003年菜園物語施肥防除基準例及び水稻病害虫・雑草防除の方法」（全農千葉）に掲げる農薬の中で水質管理目標設定項目の「農薬類」に該当する41項目について原水で年1回、浄水では上本佐倉集会所で年1回の検査を実施します。
- ⑰ アンモニア性窒素は、原水で年4回の検査を実施します。
- ⑱ ダイオキシン類については原水及び上本佐倉集会所で年1回の検査を実施します。

なお、クリプトスポリジウム・クリプトスポリジウムの指標菌は表流水、伏流水、湧水又は、浅井戸を水源としている場合等に検査すべきもので、過去3ヵ年のデータから検出されていないため、平成19年度については検査を省略いたします。

上記の他に毎日もしくは週1回、次の検査を実施します。

[毎日検査]

尾上浄水場内の給水栓により、水温・色・濁り・PH・残留塩素等の項目について1日5回、浄水処理過程（ろ過水等）においても1日1回検査を実施します。

また、末端給水栓にて色度、濁度、残留塩素濃度の3項目検査を実施します。

[毎週検査]

毎週1回、配水管末端給水栓の下岩橋消防機庫、伊籬新田コミュニティセンター、くじら公園、中之尾余南公園、尾上浄水場内及び上本佐倉集会所で水温・水圧・残留塩素・PH・臭気・味・色度・濁度を点検します。

毎週1回、1・2・3・4・5・6・7・8・9・10号井戸で水温・PH・臭気・味・色度・濁度を点検します。

6. 臨時検査

浄水処理等に問題が生じた場合、該当物質について適宜検査を行います。

本管、給水栓等において、水質異常等が生じた場合、速やかに対応いたします。

臨時検査は次の場合実施いたします。

- ①水源の水質事故の影響を受けたとき。
- ②浄水処理に異常が生じた時。
- ③給水栓において水道水に異常が認められたとき。
- ④原水の水質が急激に変化したとき。

⑤その他、必要と認められるとき。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

①水質検査計画、検査結果等は町ホームページにて公表するものといたします。

②検査結果を公表した後、意見等を聞き、次年度の水質検査計画作成に役立てます。

③水質検査の委託先は、水道法20条に基づく登録検査機関といたします。

⑤本検査計画は、県と協議して決定しております。また、県は上流域の水質情報を提供することとなっております。

平成19年度水質検査実施予定表

別紙

全項目 (39項目)※1	必須項目 (9項目)※2	省略不可能項目 (20項目)※3	硬度 蒸発残留物	鉛	水質管理目標設定 項目(※4)		農薬類	アンモニア性 窒素	ダイオキシシン類	備考		
					(11項目)	(13項目)				(41項目)	検体数	項目数
H19.04	尾、上、下、 中、伊、く											
H19.05	尾、く	上、下、中、伊	上、下、中、伊					尾				
H19.06	尾、上、下、 中、伊、く											
H19.07	尾、上、下、 中、伊、く											
H19.08	尾、く	上、下、中、伊	上、下、中、伊		尾	上	尾、上	尾	尾、上			
H19.09	尾、上、下、 中、伊、く											
H19.10	尾、上、下、 中、伊、く											
H19.11	尾、く	上、下、中、伊	上、下、中、伊					尾				
H19.12	尾、上、下、 中、伊、く											
H20.01	尾、上、下、 中、伊、く											
H20.02	尾、く	上、下、中、伊	上、下、中、伊					尾				
H20.03	尾、上、下、 中、伊、く											
計												
合計												

[浄水採水地点]
上：上本佐倉集会所、下＝下岩橋消防機庫、中＝中之尾余南公園、伊＝伊籬新田コミュニティセンター、く＝くじら公園

[原水採水地点]
尾＝尾上浄水場原水栓

※1 50項目から下記11項目を除く項目

臭素酸、クロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、総トリハロメタン、
クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、ホルムアルデヒド、味

※2 原水(尾上浄水場原水栓)の場合8項目となります。(9項目から味を除く)

※3 省略不可能項目

一般細菌、大腸菌、シアン化物イオン及び塩化シアン、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルムホルムアルデヒド、塩化物イオン、有機物等(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度

※4 水質管理目標設定項目

11項目(原水)
アンチモン及びその化合物、ウラン及びその化合物、ニッケル及びその化合物、亜硝酸態窒素、1,2-ジクロロエタン、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタ

ン、トルエン、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、1,1,1-トリクロロエタン、メチル-tert-ブチルエーテル (MTBE)

13項目(浄水)

塩素酸、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、残留塩素、カルシウム、マグネシウム等(硬度)、マンガン及びその化合物、遊離炭酸、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、臭気強度(TON)、蒸発残留物、濁度、pH値、腐食性(ランゲリア指数)